

様式第 2 号(第 7 条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	令和 6 年度第 1 回 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
2 会議の開催日時	令和 6 年 7 月 2 4 日 (水曜日) 午後 1 時 3 0 分～午後 2 時 5 0 分
3 会議の開催場所	ときわ会館 5 階 小ホール
4 出席者名	審議会委員 馬橋 隆紀 (会長) 芝 園子 島崎 明彦 依田 英男 鵜籠 雅之 吉野 喜八 星野 宏充 佐藤 理恵
5 欠席者名	
6 議題及び公開又は非公開の別	(議題) 【議案】 (1) 特定個人情報保護評価書について (事務の名称 国民健康保険 (資格・給付) に関する事務、国民健康保険 (賦課・徴収) に関する事務、後期高齢者医療に関する事務) 【報告】 (1) さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例に係る個人情報取扱事務の報告について (令和 5 年 11 月～令和 6 年 6 月分) (2) さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例に係る個人情報取扱事務の報告について (令和 5 年 11 月～令和 6 年 6 月分) (3) 個人情報の保護に関する法律第 68 条に基づく漏えい等の報告について
7 非公開の理由	
8 傍聴者の数	0 人
9 審議した内容	議題について審議・報告を行い、了承を得た。
10 問合せ先	総務局 総務部 行政透明推進課 電話番号 048-829-1118 (直通)
11 その他	

発言者	発言内容
1 開 会	
事務局	<p>本日は、御多用のところ、委員の皆様には御出席を賜りまして誠にありがとうございます。ただいまから令和6年度第1回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。</p> <p>なお、総務部長につきましては、本日所用のため欠席させていただいております。申し訳ございません。よろしくお願いいたします。</p> <p>また、このたび委員の交代がありましたので、お知らせいたします。お手元にご覧いただけます委員名簿を御覧ください。さいたま市人権擁護委員協議会大宮部会から御推薦いただきました福田節子委員におかれましては、一身上の都合によりまして6月末で退任されました。代わりに同部会から鶴籠雅之委員を推薦いただきました。つきましては、鶴籠委員へ委嘱状を交付いたしますので、鶴籠委員におかれましては、その場で御起立をお願いいたします。</p> <p>委嘱状、鶴籠雅之様。さいたま市情報公開・個人情報保護審議会委員を委嘱します。任期は令和7年10月21日までといたします。令和6年7月1日。さいたま市長、清水勇人。</p> <p>こちらが委嘱状になりますので、よろしくどうぞお願いいたします。</p> <p>(委嘱状交付)</p>
事務局	<p>どうぞおかけください。</p> <p>それでは、鶴籠委員につきましては、令和7年10月21日までの任期となります。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>鶴籠委員から一言自己紹介をよろしくお願いいたします。</p>
鶴籠委員	<p>皆さん、こんにちは。初めまして。先ほど課長のほうから御紹介いただきましたが、さいたま市人権擁護委員協議会大宮部会から、福田委員が転居をされたということで、私が部会のほうから推薦されて参りました。何分いろいろまだ分からない点が多々あるかと思いますが、皆様方の御指導を得ながら一生懸命励んでいきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、本日の定足数でございますが、ただいま星野委員がお越しになりましたので、定員8名のところ全員が出席しておりますので、会議は成立しております。</p> <p>なお、本日の審議会でございますが、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例</p>

及びさいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱に基づき、公開の会議となっておりますが、傍聴人の方はいらっしゃいませんでした。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。まず、本日の次第でございます。次に報告資料（３）の「保有個人情報の漏えいについて（通知）」でございます。また、既に委員の皆様へ送付させていただいております議案第１号「特定個人情報保護評価書について（事務の名称 国民健康保険（資格・給付）に関する事務、国民健康保険（賦課・徴収）に関する事務、後期高齢者医療に関する事務）」、報告資料（３）の「個人情報の保護に関する法律第６８条に基づく漏えい等の報告」についての資料がございます。

なお、報告資料（１）のさいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例に係る個人情報取扱事務の報告について及び（２）のさいたま市議会の個人情報の保護に関する条例に係る個人情報取扱事務の報告についての資料につきましては、お手元のタブレット端末に資料を用意しておりますので、後ほど御確認いただきます。

それでは、紙で配付しております資料をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、こちらに予備がございますので、お申出ください。資料はよろしいでしょうか。紙の資料につきましてはよろしいですか。

（資料確認）

事務局 ありがとうございます。

それでは、次にデータ資料の確認方法について、担当から御説明をいたしますので、よろしくをお願いします。

事務局 それでは、データ資料の確認方法について御説明させていただきます。

まず、お手元のタブレット端末をお開きください。開きますと今回の審議事項の資料一覧が表示されております。一度、一番上の「報告資料（１）—１」という資料をタッチしてください。そうしますと対象の資料が表示されます。

次に、もう一度別の報告資料を開く方法を御説明いたします。現在の資料を開いた状態で一度画面をタッチしてください。そうしますと画面左上の端にある矢印が出てきますので、左上の矢印をタッチしてください。そうしますと、再度資料一覧が表示されますので、今度は「審議会報告資料（２）—１」という資料をタッチしてください。次の資料が表示されます。進行に応じてこのように資料をお選びください。

また、現在の画面をタッチし、そのまま左へ指で動かしますと次のページへと進みます。２ページ以上ある資料については、このように画面を左右に動かしていただくことでページめくりができますので、必要に応じて御利用してください。

なお、一度画面をタッチしていただき、左上の左から２番目にある線が３本書いてあ

るマークをタッチしてください。そうしますと全ページの一覧が表示されますので、見たいページをすぐに表示することができます。審議会報告（１）及び（２）の資料につきましては、タブレット端末上のデータ資料のみでの取扱いとなりますので、当該議題中は端末にて資料を御確認ください。

その他の資料につきましては、お手元の紙資料を御覧ください。

以上がデータ資料の確認方法についての説明となります。何か御不明な点等ございますでしょうか。

適宜議案中にお困りのことがあれば手を挙げていただければ対応させていただきますので、遠慮なくお申し付けください。

では、以上でデータ資料の確認方法の説明については終わりとさせていただきます。

事務局 それでは、議題に入らせていただきます。

これからの議事の進行につきましては、審議会条例第６条第１項で会長が議長になることと規定しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

２ 議 題

議案第 1 号 特定個人情報保護評価書について（事務の名称 国民健康保険（資格・給付）に関する事務、国民健康保険（賦課・徴収）に関する事務、後期高齢者医療に関する事務）

議長 お忙しい中、どうも御苦労さまでございます。御準備いろいろありがとうございます。いろいろあると思えますけれども、その際はまた教えていただくということにいたします。よろしく願いいたします。

それでは、まず議案第１号に入りたいと思います。議案第１号は特定個人情報保護評価書についての審議を行うものでございます。

実施機関の方がお入りになって、制度そのものがよく分からない点もおありになるかと思えますので、その点も含めてお話しいただくということになっているようです。どうぞよろしく願いいたします。

では、実施機関をお呼びください。

〔実施機関（国保年金課）入室〕

〔実施機関（デジタル改革推進部）入室〕

議長 御苦労さまでございます。今日意見をお述べになる方、一応お名前と部署を教えてください。ただければと思います。

実施機関 国保年金課長の紺野と申します。よろしく願いします。

実施機関 同じく国保年金課、坂西と申します。よろしく願いします。

議長 どうぞよろしく願いいたします。

それでは、よろしくお願ひいたします。

実施機関 説明に入らせていただいてよろしいでしょうか。

議長 はい、よろしくお願ひいたします。

実施機関 それでは、案件としまして、議案第1号の特定個人情報保護評価書につきまして国保年金課から御説明させていただきます。

今回は、国民健康保険の資格給付に関する事務、国民健康保険の賦課徴収に関する事務、後期高齢者医療に関する事務の3つの特定個人情報保護評価書、全項目評価書につきまして変更箇所が重複することもありますので、取りまとめて御審議をいただきたいものでございます。

まず、特定個人情報保護評価について簡単に御説明させていただきます。資料の4を御覧いただけますでしょうか。特定個人情報保護評価とは、国の行政機関や地方公共団体などが特定個人情報ファイルを保有しようとするときに、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを自ら宣言するものでございます。

この特定個人情報保護評価は、評価を実施した後、特定個人情報ファイルの取扱いに重要な変更を加えようとするときや、直近の公表日から5年を経過するときは、評価の再実施をすることとされております。今回の議案は重要な変更該当するため評価を再実施するものでございます。

次のページに移らせていただきまして、第三者点検についてでございます。地方公共団体等が全項目評価を実施する際は、個人情報保護委員会へ全項目評価書を提出する前に第三者点検を受ける必要があります。特定個人情報保護評価の適合性、妥当性を客観的に担保するため、本日は貴審議会において御審議をお願いいたします。

それでは最初に、資料3-1、国民健康保険の資格・給付に関する事務について説明させていただきます。先ほど申し上げましたとおり、今回は重要な変更による評価の再実施でありまして、このたびの変更はガバメントクラウドの導入及び公金受取口座の情報の利用開始に伴うものでございます。ガバメントクラウドの概要につきましては、恐れ入りますけれども、すみません、資料の5を御覧いただけますでしょうか。ガバメントクラウドとは、政府の情報システムについて共通的な基盤、機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境でございます。このガバメントクラウドを活用することで地方自治体が従来のようにサーバー等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理する負担が軽減されます。

また、ガバメントクラウドが提供する機能を利用することで情報システムの迅速な

構築と柔軟な拡張が可能になります。そのほかにもアプリ移行の際のデータ移行が容易になり、庁内外のデータ連携が容易となる、または各団体が個別に行っていたセキュリティー対策や運用監視について、ガバメントクラウドがまとめて行うことができるようになるといったメリットがあります。

なお、令和3年9月に施行されました地方公共団体情報システムの標準化に関する法律によりまして、主要20の基幹業務システムについて、令和7年度までに国が定める共通の仕様に準拠したシステム（以下「標準準拠システム」と呼ばせていただきます）を導入しなければなりません。これらの標準準拠システムは、同法第5条第1項に基づきまして制定された基本方針において、原則ガバメントクラウドで構築することとされております。

次に、給付に係る変更で公金受取口座の情報の利用開始についてでございますが、マイナンバーに給付金などの受け取りに利用する預貯金口座を紐づける公金受取口座登録制度が開始され、国民健康保険給付事務においても申請時に公金受取口座の受け取りを希望した場合、デジタル庁から対象者の公金受取口座情報を取得し、情報の取り込みを実施するよう変更するものとなっております。

今回の評価書の改訂は、ガバメントクラウドの導入及び公金受取口座の情報の利用を開始するためのものとなります。

続きまして、今回の評価書の重要な変更の対象となります修正箇所を御説明させていただきます。

なお、今回の評価書の修正は全国一律に実施されるものとされているため、国から修正に当たってのテンプレートが示されておりますので、そちらに基づきまして修正を行っているものでございます。

先ほど御説明させていただきましたガバメントクラウドに係る説明を次のところに追記しておりますということで、資料3-1の46ページを御覧いただけますでしょうか。こちらⅡで特定個人情報ファイルの概要の6、特定個人情報の保管・消去となりますけれども、①、保管場所及び③、消去方法にガバメントクラウドにおける措置という説明を追加しております。

要約いたしますと、ガバメントクラウドのサーバー等はクラウド事業者が保有管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティー対策はクラウド事業者が実施することやガバメントクラウドにおいて特定個人情報の消去をクラウド事業者が行うことは無いといった内容でございます。

続きまして、同じ資料の94ページ、95ページを御覧いただけますでしょうか。こちらⅢで特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策のこのページ

が7です。特定個人情報の保管・消去となりますが、⑤、物理的対策、具体的な対策の内容及び⑥、技術的対策、具体的な対策の内容にガバメントクラウドにおける措置という説明を追加しております。こちらも要約いたしますと、それぞれ適切な入退室管理策を行うことや許可されていない装置の持ち出しの禁止、国とクラウド事業者は個人情報にアクセスしない契約であることといったガバメントクラウド導入において講じるセキュリティー対策に関する内容となっております。

続きまして、98ページを御覧いただけますでしょうか。IV、その他のリスク対策の1、監査、②、監査、具体的な内容にガバメントクラウドにおける措置という説明を追加しております。こちらも要約いたしますと、これはクラウドサービス事業者が政府機関等のクラウドサービスの安全性評価制度であるISMAPで監査を行うことが認められる監査機関により定期的に監査を行うという内容となっております。

国民健康保険の資格・給付に関する事務のガバメントクラウドに係る修正箇所については以上となります。

続きまして、公金受取口座の情報の利用開始に係る修正箇所についてとなります。恐れ入りますが、ページを戻りまして、18ページを御覧いただけますでしょうか。こちら大項目I、基本情報における(別添1)事務の内容の国保給付～各種給付申請書関係～にあります図右上に「口座登録・連携ファイル関係情報(給付システムへ)」という文言を追加いたしております。

次に、20ページを御覧いただけますでしょうか。同じく(別添1)業務の内容、国保給付～高額療養費関係～にあります図の左上に「口座登録・連携ファイル関係情報(給付システムへ)」という文言を追加しております。

最後に、22ページを御覧ください。やはり(別添1)業務の内容の国保給付～高額介護合算療養費関係～にあります図の右上に「口座登録・連携ファイル関係情報(給付システムへ)」という文言を追加しております。

ただいま御説明いたしました文言追加につきましては、給付金等の申請を行う際に登録している公金受取口座を給付金の受取口座とする旨の意思表示がされた場合、情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得するという内容になります。

公金受取口座の情報の利用開始に係る修正箇所は以上となります。

以上で国民健康保険の資格・給付に関する事務の説明を終わります。

続きまして、資料3-2の国民健康保険の賦課・徴収に関する事務についての説明に移らせていただきます。追加しました文言及びその内容につきましては、ただいま説明いたしました資格・給付と共通となりますので、割愛させていただきます。変更箇所

のみ御説明させていただきます。

資料3—2のまずは34ページを御覧いただけますでしょうか。こちらⅡ、特定個人情報ファイルの概要の、このページは6、特定個人情報の保管・消去における①、保管場所及び③、消去方法にガバメントクラウドにおける措置という説明を追加しております。

次に、飛びまして、67ページ、68ページを御覧いただけますでしょうか。こちらの大項目Ⅲの特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策の7、特定個人情報の保管・消去における⑤、物理的対策、具体的な対策の内容及び⑥、技術的対策、具体的な対策の内容にガバメントクラウドにおける措置という説明を追加いたしております。

最後に、70ページを御覧いただけますでしょうか。大項目Ⅳ、その他のリスク対策の1、監査における②、監査、具体的な内容にガバメントクラウドにおける措置という説明を追加しております。

国民健康保険の賦課・徴収に関する事務に係る修正箇所については以上となります。

なお、国民健康保険の賦課・徴収に関する事務においては、公金受取口座の情報の利用開始に係る修正箇所はございません。

以上で国民健康保険の賦課・徴収に関する事務の説明を終わります。

続きまして、恐れ入ります、資料3—3、後期高齢者医療に関する事務についての説明に移らせていただきます。追加しました文言及びその内容については、既に説明しました国民健康保険の資格・給付及び賦課・徴収と共通となりますので、割愛させていただいて、変更箇所のみ御説明とさせていただきます。

資料3—3の39ページを御覧ください。こちら大項目Ⅱの特定個人情報ファイルの概要の、このページは6、特定個人情報の保管・消去における①、保管場所及び③、消去方法にガバメントクラウドにおける措置という説明を追加いたしております。

続きまして、77ページ、78ページを御覧いただけますでしょうか。こちらの大項目Ⅲの特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策の中の7、特定個人情報の保管・消去における⑤、物理的対策、具体的な対策の内容及び⑥、技術的対策、具体的な対策の内容にガバメントクラウドにおける措置という説明を追加いたしております。

最後に、同じ資料の80ページを御覧ください。Ⅳ、その他のリスク対策の1、監査における②、監査、具体的な内容にガバメントクラウドにおける措置という説明を追加しております。

後期高齢者医療に関する事務における修正箇所の説明は以上となります。

最後に、恐れ入りますが、資料の6を御覧いただけますでしょうか。こちらの資料6でございますけれども、5月13日から6月13日まで実施いたしましたパブリックコメントの意見募集結果と原文となっております。パブリックコメントでは5件の意見をいただきました。そのうち特定個人情報の消去方法の箇所、「①、国及びクラウド事業者は特定個人情報を消去することはない。」としておりますけれども、「②、クラウド事業者が記憶装置を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう確実にデータを消去する。」となっている部分が相反するという御指摘について、異なる状況について記載したものではありませんけれども、初見の方に分かりにくい表現であると判断しまして、「②、データの復元がなされないよう確実に対応する。」と修正させていただきました。

その他の御意見につきましては、管理責任を明示することや運用管理補助者が利用者のデータにアクセスしないことを強調すべきといったものがありましたけれども、素案にあります表現で既に明確であると考えました。貴重な御意見として受け止めておりますけれども、今回は素案のままとさせていただきます。

特定個人情報の国民健康保険の資格・給付に関する事務及び国民健康保険の賦課・徴収に関する事務及び後期高齢者医療に関する事務の説明につきましては以上となります。恐れ入りますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。

議長 資料4の一番上の委員会というのは何を指すのですか。評価書を提出する前に第三者点検を受ける必要があるという場合のこの委員会というのは何ですか。

実施機関 委員会は個人情報保護委員会のことです。

議長 審議会ではいわゆる評価書について点検するということですね。

実施機関 評価書ですね。

議長 だから、評価の結果について別に点検するものではないということでもいいわけですね。

実施機関 はい、そうですね。

議長 そして、今回制度が変わるから、点検するところを付け加えなければならないので評価書に書き込みますよということで、それについて点検してくださいということで、そういう形で加えることはいかがものかというのが当方に対する意見が求められていると、こういうことになるのですかね。

実施機関 はい。

議長 ということだそうでございます。そういう観点からでももちろん結構ですし、それから分からない言葉等についても、御自由に御質問していただいて結構でございます。何

かございますか。

はい、どうぞ、島崎委員。

島崎委員 よろしいでしょうか。1か月ほどのパブリックコメントで意見をいただいた資料6の2番ですけれども、修正をしたとのことですが、これは一番最初に課長さんが御説明いただいたとき、全国的に国のほうから文書が来て、簡単に言えば国のほうから文書が来て直しましたと言っていましたから、この「確実に対応する」という表現に直したのはさいたま市だけなのですか、あとは国のほうに一度お聞きになったのか、ちょっとそこだけお聞きしたいと思います。

実施機関 国からの文書を参考に、まずは最初に評価書を作って見ていただいて、パブリックコメントの意見もこの部分だけは反映させていただいたということでございます。

島崎委員 そうですか、分かりました。ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

そのほかにありますか。

はい、どうぞ。

星野委員 ちょっと基本的なことでもよろしいですか。資料5のガバメントクラウドの資料のところなのですが、ここでイメージ図としてA社、B社、C社、クラウド事業者が例示されていますが、今回付記するものは、ここでいうところの国民健康保険アプリケーションとか後期高齢者のアプリケーションとかというようなイメージに置き換えればよろしいのでしょうか。

実施機関 おっしゃるとおりでございます。

星野委員 そうですか。そうすると、もともとの例えば登録された個人情報のデータ元というのは、下のX市とかY市が保有している情報をクラウドサイドのほうに提供して、そちらの方で国のシステムに基づくようなやり方で管理保有していくというイメージになるのでしょうか。

実施機関 そうですね。さいたま市が持っている、X市が例えばさいたま市であればさいたま市が持っているデータを新しいサービスの方に提供することとなります。

星野委員 そうすると、消去するときにはA社の住基アプリケーションの中に登録されているAさんという方を消去するときには、市からクラウドサイドの方にアクセスして、Aさんを消去してくださいというような原因なんかも含めて、そういう流れになっているのでしょうか。

実施機関 おっしゃるとおりでございます。

星野委員 分かりました。消去の事例というのは、例えば死亡だとか転居だとかそういう例にな

るのでしょうか。

実施機関 その対象によると思うのですけれども、亡くなった方で消去するというのであれば、今言ったような事由で消すことはあると思います。

星野委員 あともう一点、資料5の冒頭に書かれている「政府の情報システム」と書いてあるのですけれども、この政府の情報システムというのはマイナンバーカードなんかを扱っているそういうシステムなののでしょうか。それとも個人情報委員会が運営している政府の情報システムということなののでしょうか、どういうシステムなのか、この政府のシステムというのは。

実施機関 住民税のシステムとか市民税のシステムなど、いろんなシステムがあると思うのですけれども、多分それを広く一般的に、いわゆる国の法律に基づいてやっている業務ですよねということで、そういうシステムを広く総称した言い方になります。

星野委員 では、この住基アプリケーションの基になっているような政府の情報システムがあるというようなイメージでよろしいのですか。

実施機関 ある程度は広くそれをシステムと呼んでいるという感じですかね。情報システムというのは国のつくった情報システムがあるというわけではなく、いろいろな市町村によってそういうシステムはありますよねの総称をしたものという言い方かなと思います。

星野委員 今回、個人情報保護制度が、法律の改正に伴って大きくかじを切って、国による情報管理の統治といいますか、ガバメントといいますか、そういう地方に対してかなり深く広く国の介入が法律の改正によって出てきているようなイメージがかなりあるものですから、ここでいう政府の情報システムというのもそういう一連の大きな流れの中で政府主導で統一的な情報管理をやっていけというようなことになっているのかなと思いました。

実施機関 すみません、ちょっと補足ですが、政府の情報システム、多分これは国のほうの使っているシステムのことを言っていて、その下の地方自治体によるガバメントクラウドの活用というところで、地方自治体の情報システムというふうになっています。私が言ったのはこっちのほうの話でして、国のほうでも、いろいろなシステムを使っていると思うのですけれども、それもガバメントクラウドに入れるし、地方のシステムもガバメントクラウドに入れていきますよという、そういう表記かなと思います。

星野委員 なかなかその辺の関係性がよく分からないところがあったものですから、失礼しました。

議長 その他に何かございますか。

どうぞ。

佐藤委員 クラウド事業者という言葉が割と出てきているなと思ったのですが、クラウド事業者というのは何なのかなとちょっと思いまして、何か民間の会社とかなのでしょうか。

実施機関 いわゆるシステムのベンダー業者さんということです。

佐藤委員 では、そうするとそのクラウド事業者はどうやって選ぶのでしょうか。あなたクラウド事業者になってくださいと何かお願いするのですか。どういう基準で選ぶのですか。

実施機関 横からすみません、デジタル改革推進部の山城と申します。本日、標準化システムの調達部署として立ち会わせていただいております。よろしくお願いいたします。

今の御質問を私のほうから回答させていただきます。クラウド事業者と申しますと標準準拠システムで使えるクラウド事業者というのは、国のほうでここは使えますよというふうを選定を受けているものなのです。例えばアマゾンのAWSというクラウド、あとはグーグル社のグーグルクラウド、あとはマイクロソフトのマイクロアジュールといったようなクラウドがある程度もう示されておりまして、その示されているクラウドをシステム開発ベンダーが好きに選べるような感じになっております。そのクラウドというのは、先ほどISMAPという単語が出てきましたけれども、そちらに登録されている、イコール、もう政府の公認を受けているクラウドみたいな御認識いただいているのかなと思うのですが、その上で利用を許可されているというものになります。なので、一般的にこれ以外のクラウドというのは標準準拠システムを構築する上では、基本的には政府には認められていないと申しますか、認定を受けていないものになるので、今申し上げたグーグル、マイクロソフトとかを利用するようになる形になります。今回の国保、後期システムに関してはAWS、アマゾンのクラウドを利用するという想定で今構築を進めております。

佐藤委員 難しいですね。

実施機関 そうですね。

佐藤委員 単純に何か私まだよく分かっていないので、何かあまり難しいことは分からないのですが、少なくともこの資料を拝見する限り、このクラウド事業者が、例えば資料の3-1の46ページとかですが、書いてあるのが、クラウド事業者というかセキュリティ対策をやりますと書いてあるのです。だから、そんな大事な仕事をするクラウド事業者というのは、何かちゃんとした人ではないと駄目なのではないかなと、ちょっと単純に思ったもので……

実施機関 そうですね、ちょっとこちらのクラウド事業者に関しましては、政府の目が入りますので、そこに関しては我々が入る余地はないという言い方が正しいか分かりませんが、国のほうとガバメントクラウド事業者で契約をした上で我々は利用さ

せていただいているというものになりますので、ここはまず安心いただいているのかなど。万が一何かあったときは国のほうでクラウド事業者と調整して問題解決するというような形になるかなと思います。

佐藤委員 分かりました。ありがとうございます。

議長 よろしいですか。

佐藤委員 はい。以上です。

議長 そのほかに何かございますでしょうか。
どうぞ。

芝委員 ガバメントクラウドは、国の制度と言ってもいいわけなので、それをさいたま市でやるということになりますけれども、何かさいたま市独自で何かやれることというのはあるのですか。もう国が決めてしまったらそのとおりにやるだけなのではないでしょうか。

実施機関 様々な視点あるかと思うのですけれども、基本的に標準準拠システムへの移行に關しましては、全て国が定めたルール、規則等にのっとって履行していくものになりますので、正直あまり市独自で何かできるというものはないのかなというふうに、構築を進めていく中では実感をしているところでございます。

芝委員 分かりました。

議長 これになつてしまうと、従来と比べて市が困ることがあるのですか。

実施機関 今までは実際に本市で申し上げるとデータセンターという物理的なサーバーを置いてそこで管理していたものが、今まで経験したことのない雲の上にデータを置くようなイメージになるので、初めての試み、全国同じだと思うのですけれども、そういった観点から移行は大変かなというふうには感じております。

あと、業務面から見ても、標準準拠と言われるぐらいですので、あくまでも国が定めた仕様書機能に準拠したシステムを使うことになりますので、それにのっとった業務をやっていかなければいけないという観点で見ると、業務の見直しとかそういったところは必要になってくるのかなというふうには考えております。

議長 良くなる点はどういうところですか。

実施機関 全国統一になりますので、市民の方が分かりやすいといいますかというのもありますし、あとはシステム、ベンダーが替わるということも標準的なシステムになりますので、データの持ち方ですとか項目もある程度固まっているものになるので、次期システムを調達する際もいろんなベンダーが参入しやすいというような競争性も働きやすくなるかなという側面と、先ほど冒頭説明ありましたけれども、物理的な機械を置かないので、コスト的な面でも多少負担は軽くなるのではなからうかというふうに考えております。

実施機関 補足しますと、これは国もシステムで金がかかっているというふうに思われていて、共通環境が整う関係で、地方が負担するシステム代が削減できるというところと、先ほど言いましたようにベンダーをこの後、選べるようになりますので、競争性が働いて単価が下がるというメリットがあると思います。

星野委員 非常にシンプルに言うと、オンプレミスからクラウドに変わるという、そういうことなのですか。

実施機関 おっしゃるとおりです。

議長 はい、どうぞ。

吉野委員 そういうシステムが統一されるということで、今までは市町村によって違っていた。そういった中で、他の市町村へ転居したとかというときに、データを移さなければいけないとか、引っ越しましたよという住所、住民票を移すとかというときに何か支障があったとかというのはあったのでしょうか。

実施機関 いや、特にそういうことはないです。

実施機関 すみません、デジタル改革推進部の青柳と申します。マイナンバー制度の担当として参加させていただいております。

補足させていただきますと、今おっしゃったのは標準の準拠システムに移行する前、その他自治体にまたがったときに影響があったのかという話だと思うのですが、例えば住民票の事務とかであれば、従前はそういうところも多少あったかもしれないのですが、マイナンバー制度が始まったことで情報のやり取りというのが各自自治体間でやれるようになりましたので、そこはもともとマイナンバー制度で改善がされていたところなのですが、それだけではなくて、そもそもシステムの持ち方を、システムのその法律が同じ、住基の法律とかいろんな法律に基づいて各自自治体同じような業務をしています、それぞれシステムを構築してやっていたものを、同じような業務なのだから1つにまとめてコストメリットを働かせてとか、そういう流れの中で今回まとめましょうという形になりますので、繰り返しになりますが、その各自自治体間の差異というのはもともと縮まってきた、対応されてきたところでございます。

以上でございます。

議長 他にいかがでございますか。こういう内容の評価書にするということではよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 では、そのようにさせていただきます。

よろしいですか。ご苦労さまでした。

実施機関 どうもありがとうございました。

〔実施機関（国保年金課、デジタル改革推進部）退室〕

議長 よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、次は議案が終わりまして、次は報告に入るということでよろしいですか。
続けて行ってよろしいですね。

報告事項

- (1) さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例に係る個人情報取扱事務の報告について
(令和5年11月～令和6年6月分)

議長 まず、報告の(1)、これは個人情報取扱事務の報告でございますけれども、事務局からお願いいたします。

事務局 説明させていただきます。

それでは、報告事項(1)のさいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例に係る個人情報取扱事務の報告について説明させていただきます。

この報告は、さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条の規定に基づく、市長から本審議会宛ての報告でございます。

報告資料(1)―1を御覧ください。1ページ目は、令和6年1月9日付の市長から本審議会宛ての報告になります。こちらは、令和5年11月1日から12月31日までに届出がありました個人情報取扱事務開始届出書、変更届出書及び廃止届出書になりまして、件数はそれぞれ開始が22件、変更が104件、廃止が14件でございます。

なお、各届出書は6ページから145ページまでに掲載されております。

報告資料(1)―2を御覧ください。1ページ目は、令和6年3月1日付の市長から本市議会宛ての報告になります。こちらは、令和6年1月1日から2月29日までに届出がありました個人情報取扱事務開始届出書及び変更届出書になりまして、件数はそれぞれ開始が5件、変更が7件でございます。

なお、各届出書は4ページから15ページまでに掲載されております。

次に、報告資料(1)―3を御覧ください。1ページ目は、令和6年5月9日付の市長から本審議会宛ての報告になります。こちらは、令和6年3月1日から4月30日までに届出がありました個人情報取扱事務開始届出書、変更届出書及び廃止届出書になりまして、件数はそれぞれ開始が28件、変更が164件、廃止が14件でございます。

なお、各届出書は8ページから213ページまでに掲載されております。

次に、報告資料(1)―4を御覧ください。1ページ目は、令和6年7月3日付の市長から本審議会宛ての報告になります。こちらは、令和6年5月1日から6月30日までに届出がありました個人情報取扱事務開始届出書、変更届出書及び廃止届出書にな

りまして、件数はそれぞれ開始が12件、変更が106件、廃止が7件でございます。

なお、各届出書は6ページから130ページまでに掲載されております。

報告は以上になります。

議長

ありがとうございました。

何か事業をやるとすると個人情報の問題が絡んでくるので届出が出てくるということです。そして、事業が変更されたり拡大されると変更届が出てくるということです。事業が終わると廃止届が出てくる、こういう流れになると思います。ですから、4月からかは結構多くなっている状況です。

何か御質問等ございますか。よろしいですか。報告を受けましたということによろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

(2) さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例に係る個人情報取扱事務の報告について
(令和5年11月～令和6年6月分)

議長

続きまして、では報告事項の(2)をお願いします。

事務局

報告事項(2)のさいたま市議会の個人情報の保護に関する条例に係る個人情報取扱事務の報告について説明させていただきます。

この報告は、さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例第4条の規定に基づく、市議会議長から本審議会宛てへの報告でございます。

報告資料(2)―1を御覧ください。1ページ目は、令和5年12月26日付の市議会議長から本審議会宛ての報告になります。こちらは、令和5年11月20日及び12月1日に届出がありました個人情報取扱事務開始届出書になりまして、件数は2件でございます。

なお、届出書は4ページから5ページまでに掲載されております。

次に、報告資料(2)―2を御覧ください。1ページ目は、令和6年3月5日付の市議会議長から本審議会宛てへの報告になります。こちらは、令和5年12月20日に届出がありました個人情報取扱事務変更届出書となりまして、件数は1件でございます。

なお、届出書は3ページに掲載されております。

次に、報告資料(2)―3を御覧ください。1ページ目は、令和6年3月5日付の市議会議長から本審議会宛てへの報告になります。こちらは、令和6年2月7日に届出がありました個人情報取扱事務廃止届出書となりまして、件数は3件でございます。

なお、届出書は4ページから6ページまでに掲載されております。

報告は以上となります。

議長

議会関係はいかがでございますでしょうか。

御質問等ございますか。よろしいですか。

〔はい〕 と言う者あり〕

議長 それでは、報告を受けたということといたします。

(3) 個人情報の保護に関する法律第68条に基づく漏えい等の報告について

議長 次に、報告事項(3)ですけれども、これは個人情報保護に関する法律の68条に基づく漏えい等の報告についてということになります。ちょっと毛色の違う報告ということになりますけれども、それについて御説明をお願いいたします。

事務局 それでは、個人情報の保護に関する法律第68条に基づく漏えい等の報告について御説明をいたします。

まず、経緯の御説明をいたします。個人情報保護法の改正に伴いまして、昨年の令和5年4月1日から、一定の要件を満たす保有個人情報の漏えいがあった場合に、個人情報保護委員会への報告が必要となりました。昨年の令和5年10月末までの案件につきましては、前回の審議会で報告させていただきましたが、残念ながら令和5年11月から本年令和6年6月末までの間にも該当する事案が7件ございましたので、御報告させていただきます。また、本日委員の皆様から御意見を頂戴いたしまして、再発防止に生かしていきたいと考えております。

それでは、まず資料の1ページの令和5年3月29日付「保有個人情報の漏えい対応について」という通知文について御説明をいたします。よろしいでしょうか。本日紙でお配りした資料になってございます。令和5年4月1日から、個人情報保護法第68条の規定により、一定の要件に該当する保有個人情報の漏えい等が発生した場合は、全国一律に個人情報保護委員会への報告が義務づけられました。

通知の下段の「1、対象となる保有個人情報の漏えいについて」を御覧ください。要件が4つございまして、1つ目は「要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態」というものでございます。これは、病歴、障害等に関する要配慮個人情報の漏えいが対象となります。

2つ目は、「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態」というものでございます。これは、口座番号やクレジットカード番号等の漏えいが対象となります。

3つ目は、「不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態」というものでございます。これは、不正アクセス等による漏えいが対象となります。

4つ目は、「保有個人情報に係る本人の数が100人を超えている漏えいが発生し、又は発生したおそれがある事態」というものでございます。

続きまして、資料の2ページを御覧ください。2の対応フローについては、後ほど御説明させていただきます。

3の「個人情報保護委員会への報告書の作成・提出について」を御覧ください。保有個人情報の漏えい等が発生した所管課が報告書を作成し、行政透明推進課へ提出することとなっております。個人情報保護委員会に対しましては、行政透明推進課から報告書を提出することとなります。

続きまして、資料の3ページを御覧ください。こちらは個人情報保護法及び個人情報保護法施行規則の該当箇所を記載させていただいておりまして、ただいま御説明した内容に係る条文でございます。

続きまして、資料の4ページを御覧ください。このフロー図に基づきまして、全庁的に運用を行っております。まず、報告対象となる漏えい等の発生があった場合に、所管課が行政透明推進課へ口頭等により通報をいたします。行政透明推進課では、個人情報保護委員会への報告対象となる案件か否かについて判断を行いまして、所管課へ報告に関する対応を指示することとなります。

なお、このフロー図の左側の上から2段目を御覧いただきますと、本市の危機管理体制では、危機管理事案が発生した場合に、危機管理監に対して情報伝達シートという報告書を提出することとなっておりますので、行政透明推進課への通報と併せて情報伝達シートを作成・提出するという流れとなっております。

フロー図の上から3段目以降を御覧ください。二次被害の防止を行った後、漏えいした保有個人情報の本人への通知を行うこととなります。その後、必要に応じて漏えい事案の公表を行い、個人情報保護委員会へ提出する速報版の報告書を作成いたします。これは、再発防止措置が5日以内には終わらないことが想定されるため、報告書の一部を未記載のまま報告するという形になります。その後、再発防止措置を行いまして、確報として報告書を提出いたします。

資料5ページ以降は、報告書の様式となっております。

それでは、続きまして、今回個人情報保護委員会へ報告した内容について御説明をいたします。もう一つの資料、個人情報保護法第68条に基づく漏えい等の報告事案一覧、A4横のものを御覧ください。事案の概要を記載した一覧を資料としております。

まず、1件目の令和5年11月15日覚知「障害福祉サービス受給者証を誤って別人に送付」について御説明をいたします。本件は、郵便物の誤送付によりまして、障害福祉サービス受給者証を誤って別人に送付してしまった事案でございます。障害福祉サービスの受給の有無や受給者証に記載されております病名は要配慮個人情報に該当することから、今回報告の対象となりました。

次に、2件目の令和6年2月1日覚知「本市職員健康診断データの委託事業者からの情報漏えいの可能性」についてを御説明いたします。本件は、本市が委託しております団体のシステムがランサムウェアによる不正アクセス攻撃を受けたことにより、対象者100人以上での健康診断の結果等について漏えいの可能性がある事案でございます。健康診断の結果は要配慮個人情報に該当し、不正アクセス攻撃は不正の目的による漏えい等に該当し、さらに対象者が100人以上であったため、報告の対象となりました。

次に、3点目の令和6年3月13日覚知「個人情報が格納されたCDの盗難」について御説明します。本件は、本来持ち出ししてはいけない個人情報が記載されたCDを持ち出したところ、盗難に遭ったため、対象者100人以上の個人情報について漏えいした事案でございます。盗難に遭ったことは不正の目的による漏えい等に該当しまして、さらに対象者が100人以上であったため、今回報告の対象となりました。

次に、4件目の令和6年4月10日覚知「委託事業（生活保護等就労支援事業）における個人情報の漏えいの可能性」について御説明します。本件は、本市が委託している事業者の業務用端末にポップアップが表示され、委託業務事業者がポップアップに記載されている電話番号に電話をしたところ、金銭を要求され、本市が保有する個人情報について漏えいの可能性がある事案でございます。金銭を要求されたことは、不正の目的による漏えい等に該当するため、報告の対象となりました。

次に、5件目の令和6年4月12日覚知「重度心身障害者自動車燃料費助成金請求書の紛失」について御説明いたします。本件は、施錠されている執務室内で重度心身障害者自動車燃料費助成金請求書を紛失した事案でございます。当該助成金の受給の有無により障害の有無が分かるため、要配慮個人情報の漏えいに該当することから、報告の対象となりました。

次に、6件目の令和6年4月27日覚知「ファミリー・サポート・センター利用会員に係る個人情報の漏えい」について御説明いたします。本件は、本市が委託している事業者がアンケートを会員に送付する際、誤って会員のメールアドレスが記載されたファイルを添付してしまったため、会員100人以上のメールアドレスが漏えいした事案でございます。今回、対象者が100人以上であったため、報告の対象となりました。

次に、7件目の令和6年5月2日覚知「自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書の写しの誤送付」について御説明をいたします。本件は、郵便物の誤送付により、自立支援医療費支給認定申請書の写しを別人に送付してしまった事案でございます。自立支援医療の受給の有無により障害の有無が分かるため、要配慮個人情報の漏えいに該

当することから、報告の対象となりました。

以上で説明は終了となります。御意見をお願いいたします。

議長 御苦労さまでした。

1件1件というわけにもいきませんので、7件を通じて何かございましたら御意見あるいは御質問をお願いいたします。

はい、どうぞ。

依田委員 3番目のこの本来持ち出してはいけない個人情報記録されたCDを持ち出したところというのは、本来持ち出してはいけないものを持ち出したということに関しては、何か懲戒処分とかそういうのがあるのですか。

事務局 そこまではいいないです。

依田委員 具体的に言うとどういう事案なのですか。

事務局 これは水道局になるのですけれども、職員の口座番号とか振込金額とかそういったデータがCDにもともと入って入って、本来でしたら職場でそれを廃棄する予定だったので、それを家に持ち帰って、家にCDを破砕する機械があるというので、それを家でやるために持ち出しをしてしまって、たまたまカバンを自転車の後ろに置いていたところ、ひったくりにあったようです。

吉野委員 何か話が変わりますよね。たまたま持ち出してはいけないものを持ち出したら、たまたま盗難に遭ったって、何かおかしいですよ。

事務局 そうですね。本来個人情報が入ったデータというのは持ち出ししてはならないですし、持ち出しをもしするのであれば、ちゃんと所属の許可を得ないといけないところなのですが、そういった許可も取ってなくて持ち出ししてしまった。それをひったくりに遭ってしまったということです。

芝委員 職場にCDを破砕する機械がなかったのですか。

事務局 本当でしたらCDの中に入っているデータを、物理的ではなくて、そのデータを削除するプログラムみたいなものがあるのですけれども、それを途中までやったのですけれども、ちゃんと消去しきれなかったというふうに聞いています。

依田委員 こういうのは多分一番いけないというか、ルールがあってそれに遵守していないのだと思うのです。本来は持ち出してはいけないものが持ち出されるような事態が、今のお話の中だと歯止めの、そういうことが起こらないようにする体制があったはずだと思うのですが、何でそんな簡単にその体制が機能しなかったのかという点はどのようのでしょうか。

事務局 そこは、多分その職員の認識不足だったのかなとは思いますが。

星野委員 個人情報保護に関しては、繰り返しやっぱり職員の意識を高めるような方策をやっ

ていかないとすぐ忘れてしまうのですよね。紛失なんかは許可を取って持ち出したにもかかわらず、帰りにお酒を飲んで電車で置き忘れたとか、そういったことに対して職員本人が、これはいけないという認識を常に持っていないと駄目なのです。だから、私のところなんか個人情報を外に持ち出すときは、そのかばんは肌身離さず、電車に乗ったら荷台とか脇に置いては駄目、それから基本的には実際には帰庁しなさいと。会社に戻ってきなさいと。どうしても帰らざるを得ないときには、行った先からゆうパックとかそういうようなもので職場に送り返してから帰宅してくださいと。かなり事細かに情報の取扱いについては厳しく決められておまして、本来はこういうような事案は処分の対象になります、基本的に。どういう職かは別にして、基本的にはかなりの重度の過失ですから、当然懲戒処分の対象になるという形で戒めていかないと意識や認識というのはなかなか高まっていかない。やっても出るのです。だから、かなり毎月研修をやるくらい、ウェブの研修でもいいのですけれども、毎月そういう研修をやって、繰り返し繰り返しやっていかないと。朝の朝礼の場でも資料の持ち出しについては駄目だとか、雇用形態についてはどういうふうな扱いをしろとか、かなり綿密に事細かに指示して、場長と社員、職員との間でコミュニケーションを密にしていけないと、というっかりというのはなかなか避けられないのではないかなと思います。

事務局　　こういった事案があった場合には制度所管課として行政透明推進課のほうから全庁に向けまして注意喚起という通知をさせていただいております。

星野委員　　あと、紛失や盗難に遭った職員の方は、気がついた時点で、夜中であろうと早朝であろうと休日であろうと場長には速やかに第一報を入れていくというようなことが非常に大事だと思うのです。それで所管課から透明推進課のほうに速やかに第一報を入れていく。紛失した関係人の方にいち早く連絡を取ると同時に、再発防止策を検討していくという、さっきのフローではないですけども、そういうものをやっぱり常にネットワークよくやれるような訓練も兼ねてやっていかないと、朝になってから連絡すればいいというふうになると、やっぱりもう手後れになる場合が結構あるのです。

依田委員　　それから、これはあれですか、盗難に遭ったということだと、被害届は出したのですか。

事務局　　警察にも届けております。

星野委員　　あと、委託業者、私の系列のかなり大規模な情報漏えいという不正で委託業者が2万人の顧客データを暴力団関係の、いわゆる名簿屋と言われるところに5年にわたって2万件売っていた。もちろん刑事事件ですから、テレビでも大々的に報道されておりましたけれども、かなりそういう直接委託している相手方であったとしても、その情報のデータの管理だとか不正防止に関しては、やってもそういう事案が発生するおそれ

がありますので、かなりおいそれとはいかない事案なのです。

議長 評価書を一生懸命作ってもそれではしょうがないですね。ただ、これは職員さんの給料のデータなのですか。

事務局 そうですね、主に職員とあとは一部一般の市民の人もいると聞いております。

議長 その他に何かありますか。

吉野委員 5番目の重度心身障害者のところで、施錠されている執務室内での助成金請求書を紛失したということなのだけれども、これは要するに泥棒に入られたということなのか、それとも本来そこにあるべきものがなくなっていて、原因が分かりませんということなのか、どういうことなのですか。

事務局 その原因まではまだ分かりません。

吉野委員 分からないけれども、あるべきものがなかったということなので、それも困りますね。

議長 施錠されているかされていないかはあんまり関係ないですよ。そのものがなくなると、こういうことなのでしょう。

事務局 そういことです。

議長 だから、そのここにあったはずのものがなくなったということなのかな。これは、被害に遭ったというか情報が漏らされてしまった人に対しては何かするのですか。

事務局 そうですね、漏えいがあったときには、その本人に対して通知をなささいというのが法令で定められておりますので、何かしらの形で通知はする必要がございます。

議長 それは行政透明推進課の管轄ではないのですか。

事務局 それは実際に漏えいがあった担当課が管轄です。

議長 その他に何かありますかでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 今日の議題及び報告書関係は以上でよろしいですか。

事務局 はい。

議長 あとは事務局にお任せすればいいですか。

事務局 はい。

議長 では、お願いします。

3 その他

事務局 長時間にわたる御審議ありがとうございました。

次回の審議会でございますが、令和6年9月25日水曜日の午後1時30分を予定しております。改めて事務局から開催通知を送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。ありがとうございます。

議長

よろしいですか。

何か御質問等ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

議長

どうも今日は雨の中、本当に御苦労さまでございます。ありがとうございました。